

社会福祉法人 福山中央福祉会

役員 及び 評議員に関する報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員・評議員報酬は支給しない。

(改正)

第3条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。